

関係法規

- No. 25b 高圧ガス販売事業者の義務の見直しb（販売主任者選任の合理化）……………p.3
- ・ 高圧ガス保安法（販売主任者及び取扱主任者）第二十八条
 - ・ 高圧ガス保安法（保安統括者等の職務等）第三十二条
 - ・ 一般高圧ガス保安規則（販売主任者の選任等）第七十二条
 - ・ 内規 一般高圧ガス保安規則第七十二条関係
- No. 29b 保安監督者に関する見直しb（保安監督者の経験要件の合理化）……………p.5
- ・ 高圧ガス保安法（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）第二十七条の二
 - ・ 一般高圧ガス保安規則（保安統括者の選任等）第六十四条
- No. 29a 保安監督者に関する見直しa（保安監督者の複数スタンド兼任の許容）……………p.6
- ・ 高圧ガス保安法（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）第二十七条の二
 - ・ 一般高圧ガス保安規則（保安統括者の選任等）第六十四条
 - ・ 内規 一般高圧ガス保安規則第六十四条関係
- No. 30 水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容……………p.7
- ・ 高圧ガス保安法（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）第二十七条の二
 - ・ 一般高圧ガス保安規則（定置式製造設備に係る技術上の基準）第六条の二
 - ・ 一般高圧ガス保安規則（保安統括者の選任等）第六十四条
 - ・ 内規 一般高圧ガス保安規則第六十四条関係
- No. 31 水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和……………p.8
- ・ 高圧ガス保安法（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）第二十七条の二
 - ・ 一般高圧ガス保安規則（保安統括者の選任等）第六十四条
 - ・ 内規 一般高圧ガス保安規則第六十四条関係
- No. 38 水素スタンド設備に係る技術基準の見直し……………p.9
- ・ 一般高圧ガス保安規則（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）第七条の三 第一項、第二項、第三項
 - ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 五十九の二
 - ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 五十九の五

関係法規の正式名称と略称

正式名称	略称
【法律】	
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	高圧ガス保安法
【政令】	
高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）	高圧ガス保安法施行令
【省令】	
一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）	一般則
容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）	容器則
国際相互承認に係る容器保安規則	国際容器則
【告示】	
容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五号）	容器則告示
国際相互承認に係る容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）	国際容器則告示
【通達】	
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） （20140625 商局第 1 号）	内規
一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20140625 商局第 6 号）	一般則例示基準
容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）	容器則例示基準
特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第 4 号）	特定則例示基準
高圧ガス保安法事故措置マニュアル	事故措置マニュアル
【自主基準】	
高圧ガス保安協会基準	KHKS
【国際協定規則】	
協定規則第 134 号 水素燃料車（HFCV）の安全関連性能に係わる自動車およびその構成部品の 認可に関する統一規定	UN-R134
【ガス事業法】	
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）	ガス事業法
【省令】	
ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）	
【通達】	
ガス工作物技術基準の解釈例（20140313 商局第 6 号）	

【法律】	
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	道交法
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	道路運送車両法
【省令】	
道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）	保安基準
【告示】	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 （平成 14 年国土交通省告示第 619 号）	保安基準細目告示

【NO.25b 高圧ガス販売事業者の義務の見直しb

（販売主任者選任の合理化）】

高圧ガス保安法

（販売主任者及び取扱主任者）

第二十八条 販売業者（経済産業省令で定める高圧ガスを販売する者に限る。第三十四条において同じ。）は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状（以下「販売主任者免状」という。）の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの販売に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス販売主任者（以下「販売主任者」という。）を選任し、第三十二条第七項に規定する職務を行わせなければならない。

2 特定高圧ガス消費者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、特定高圧ガス取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を選任し、第三十二条第八項に規定する職務を行わせなければならない。

3 第二十七条の二第五項の規定は、販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任について準用する。

（保安統括者等の職務等）

第三十二条 保安統括者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。

（略）

7 販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。

一般則

（販売主任者の選任等）

第七十二条 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスは、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランとする。

2 法第二十八条第一項の規定により、販売業者は、次の表の上欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げるガスの種類のうち一種以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造又は販売に関する六月以上の経験を有する者のうちから、販売主任者を選任しなければならない。

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、 <u>水素</u> 及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、 <u>水素</u> 、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、フロムメチル及びホスゲン
酸素の販売所	酸素

内規

第72条関係

第2項表中本規則の適用を受ける販売所は、第2項の表の上欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であって第2項同表中下欄に掲げるガスの種類について その種類ごとの製造又は販売に関する6月以上の経験（高圧ガスを直接取り扱うことなく販売取次のみを行っている販売所の経験を含めて差し支えない。この場合、同じ販売方式の販売所においてのみ販売主任者に選任できることとなる。） を有する者を販売主任者として選任すべき旨を規定している。

なお、本規則の適用を受ける販売所において液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を併せて販売する場合には、本規則による販売主任者の他に、液化石油ガス保安規則により甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者（特別試験科目に係る丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く。）若しくは第二種販売主任者免状の交付を受けている者であって液化石油ガスについての製造又は販売に関する6月以上の経験を有する者を販売主任者として選任しなければならない。この場合販売主任者が二つの規則に係る免状、経験を有している場合は一人の選任でよいので念のため。

【NO.29b 保安監督者に関する見直しb（保安監督者の経験要件の合理化）】

高圧ガス保安法

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）

第二十七条の二 次に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（経済産業省令で定める者を除く。）

（略）

一般則

（保安統括者の選任等）

第六十四条 法第二十七条の二第一項の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる者（以下次条から第六十七条まで及び第七十八条において「第一種製造者等」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

（略）

四 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に天然ガスを充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

（略）

【NO.29 a 保安監督者に関する見直し a

(保安監督者の複数スタンド兼任の許容)】

高圧ガス保安法

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員)

第二十七条の二 次に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（経済産業省令で定める者を除く。）

(略)

一般則

(保安統括者の選任等)

第六十四条 法第二十七条の二第一項の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる者（以下次条から第六十七条まで及び第七十八条において「第一種製造者等」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

(略)

五 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

(略)

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

第64条関係

(略)

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させるもの」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

(略)

【NO.30 水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容】

高圧ガス保安法

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）

第二十七条の二 次に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（経済産業省令で定める者を除く。）

一般高圧ガス保安規則

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六条二

四 高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

（保安統括者の選任等：適用除外、適用除外の要件）

第六十四条 法第二十七条の二第一項の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる者（以下次条から第六十七条まで及び第七十八条において「第一種製造者等」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 移動式製造設備により六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄若しくは液化フルオロカーボンを製造する者、気化器若しくは減圧弁によりヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス若しくは酸素ガスを製造する者又は気化器若しくは減圧弁若しくはこれらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等」という。）により炭酸ガスを製造する者（一日の冷凍能力（冷凍保安規則第五条に規定する冷凍能力をいう。第六十六条第六項第三号において同じ。）が十トン未満の冷凍設備を使用して気化器等に付属する液化炭酸ガスの貯蔵設備内の当該ガスを冷却する場合を含む。）であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

（略）

二 容積が十立方メートル以下の空気又は窒素ガスを使用するダイキャスト機、水圧蓄圧機又はアキュムレータを使用する者

三 処理能力が千立方メートル未満のスクーバダイビング用等呼吸用の空気を容器に充てんするための定置式製造設備（当該設備内の圧力が常用の圧力を超えた場合に自動的に充てんを停止する機能を有するものに限る。）を設置する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

（略）

四 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に天然ガスを充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

（略）

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

第64条関係

（略）

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させるもの」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

（略）

【NO.3 1 水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和】

高圧ガス保安法

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員)

第二十七条の二 次に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

- 一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（経済産業省令で定める者を除く。）
- 二 第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に規定する者（一日に製造をする高圧ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積以下である者その他経済産業省令で定める者を除く。）
- 2 保安統括者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。
- 3 第一項第一号又は第二号に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安責任者免状（以下「製造保安責任者免状」という。）の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安技術管理者（以下「保安技術管理者」という。）を選任し、第三十二条第二項に規定する職務を行わせなければならない。ただし、保安統括者に経済産業省令で定める事業所の区分に従い経済産業省令で定める種類の製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 第一項第一号又は第二号に掲げる者は、経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安係員（以下「保安係員」という。）を選任し、第三十二条第三項に規定する職務を行わせなければならない。

(略)

一般高圧ガス保安規則

(保安統括者の選任等)

第六十四条 法第二十七条の二第一項の規定により、同項第一号 又は第二号 に掲げる者（以下次条から第六十七条まで及び第七十八条において「第一種製造者等」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七条の二第一項第一号 の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

(略)

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

(略)

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

第64条関係

(略)

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させるもの」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

(略)

【NO.38 水素スタンド設備に係る技術基準の見直し】

一般高圧ガス保安規則 7条の3 第1項・第2項・第3項

※6条にない項目が水素ステーションに追加された技術基準

製造のための施設の位置、構造及び設備

項 目	第七条の三 第1項	第七条の三 第2項	第六条 第1項 (準用元)
(車庫所の境界線・警戒標)	一号	一号	一号
(貯蔵設備、処理設備の第一種設備距離、第二種設備距離)	一号		一号
(貯槽間距離・郊外型スタンド)	一号		五号
(可燃性ガス貯槽の識別措置)	一号	一号	六号
(液化ガス貯槽の流出防止措置)	一号	一号	七号
(防液堤内外の設備設置規制)	一号	一号	八号
(滞留しない構造)	一号	一号	九号
(ガス設備の気密構造)	一号	一号	十号
(高圧ガス設備の耐圧性能)	一号	一号	十一号
(高圧ガス設備の気密性能)	一号	一号	十二号
(高圧ガス設備の強度)	一号	一号	十三号
(ガス設備に使用する材料)	一号	一号	十四号
(高圧ガス設備の基礎：郊外型スタンド)	一号		十五号
(貯槽の沈下状況)	一号	一号	十六号
(耐震設計構造)	一号	一号	十七号
(温度計)	一号	一号	十八号
(圧力計)	一号	一号	十九号
(放出管)	一号		二十号
(急止防止措置)	一号	一号	二十一号
(液面計)	一号	一号	二十二号
(貯槽配置に設けるバルブ)	一号	一号	二十四号
(貯槽配置の緊急遮断措置)	一号	一号	二十六号
(電気設備の防漏構造)	一号	一号	二十六号
(保安電力等)	一号	一号	二十七号
(圧縮機と容器置場等の隔壁)	一号		三十号
(貯槽の温度上昇防止措置)	一号	一号	三十一号
(静電気除去措置)	一号	一号	三十八号
(防火設備)	一号		三十九号
(通報措置)	一号		四十号
(バルブ等の操作に係る適切な措置)	一号	一号	四十一号
(容器置場の警戒標)	一号		四十二号イ
(容器置場の構造)	一号		四十二号ロ
(容器置場の第一種置場距離、第二種置場距離)	一号		四十二号ハ
(容器置場の隔壁)	一号		四十二号ニ
(容器置場の直射日光を遮るための措置：郊外型スタンド)	一号		四十二号ホ
(容器置場の滞留しない構造)	一号		四十二号ヘ
(二重壁容器置場の構造)	一号		四十二号リ
(容器置場の消火設備)	一号		四十二号ヌ
(貯槽間距離：都市型スタンド)		一号の二	
(高圧ガス設備の基礎：都市型スタンド)		一号の三	
(敷地境界距離)		二号	
(冷凍設備の保安距離)		二号の二	
(フラインとは)		二号の二	
(ディスプレイ公道距離)	二号	三号	
(防火壁)		四号	
(受入配管の緊急遮断措置)	三号	五号	
(圧縮機の保安措置)		六号	
(貯槽配管の遮断措置)	四号	七号	
(ディスプレイの過充填防止、漏えい防止措置)	五号	八号	
(配管の設置場所)	六号イ	九号イ	
(配管のトンチ内設置)	六号ロ	九号ロ	
(蓄圧器配管の圧力リリーフ弁)		十号	
(液化水素貯槽の安全装置、圧力リリーフ弁)		十号の二	
(送ガス蒸発器の遮断措置)		十号の三	
(放出管)		十一号	
(液化水素の放出方法)		十一号の二	
(蓄圧器の大量流出防止措置)		十二号	
(蓄圧器、供給遮断装置の設置方法)		十三号	
(水素の配管、継手等の接合方法)		十四号	
(移動式製造設備の温度上昇防止装置)		十五号	
(ガス漏えい検知警報設備)	七号	十六号	
(感震装置)		十七号	
(ディスプレイの火災検知警報装置)		十八号	
(蓄圧器の火災検知警報装置)		十九号	
(蓄圧器の温度上昇防止装置)		二十号	
(遮断装置の起動措置)		二十一号	
(運転を停止する場合の措置)		二十二号	
(ガス設備の設置場所(車両衝突防止))		二十三号	
(ディスプレイ上部屋根の構造)	八号	二十四号	
(ディスプレイホースの破損防止措置)		二十五号	
(車両の停止場所)	九号	二十六号	
(火気離隔距離)	十号	二十七号	
(過充填防止措置)	十一号	二十八号	
(設備間距離)	十二号	二十九号	
(圧縮天然ガススタンド処理設備との距離)	十二号の二	二十九号の二	
(隔壁)		三十号	
(防火設備)		三十一号	
(通報措置)		三十二号	
(容器置場の警戒標)		三十三号イ	
(容器置場の敷地境界距離)		三十三号ロ	
(容器置場の直射日光を遮るための措置：都市型スタンド)		三十三号ハ	
(容器置場の滞留しない構造)		三十三号ニ	
(容器置場の消火設備)		三十三号ホ	
(容器置場の車両衝突防止措置)		三十三号ヘ	
(受入配管の大量流出防止措置)	十三号	三十三号ト	
(流入防止措置)	十四号	三十四号	
(蓄圧器の放出措置)		三十五号	
(複合構造蓄圧器の構造)	十五号イ	三十六号イ	
(複合構造蓄圧器の温度上昇防止及び劣化防止措置)	十五号ロ	三十六号ロ	
(液化水素が通る部分の基礎)		三十七号	

製造の方法

項目	第七条の三 第3項	第六条 第2項 (準用元)
(安全弁、逃し弁に付帯する止め弁の措置)	一号	一号イ
(圧縮禁止ガス)	一号	一号ハ(ハ)
(液化ガスの過充填防止措置)	一号	二号イ
(車両の固定)	一号	二号ハ
(充填可能期間)	一号	二号ヌ
(製造設備の点検)	一号	四号
(修理等の作業計画、責任者)	一号	五号イ
(危険防止措置)	一号	五号ロ
(作業員の危険防止措置)	一号	五号ハ
(静からの漏えい防止措置)	一号	五号ニ
(正常作動の確認)	一号	五号ホ
(バルブ操作)	一号	六号
(充填容器の容器置場設置方法)	一号	八号イ
(可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充填容器の置場区分)	一号	八号ロ
(不要物を置かない)	一号	八号ハ
(火気の使用禁止等)	一号	八号ニ
(充填容器の温度)	一号	八号ホ
(充填容器の衝撃及びバルブの損傷を防止する措置)	一号	八号ト
(可燃性ガス容器置場への明火移行立入禁止)	二号	八号チ
(車両の脱発遮断防止)	二号	
(容器に有害な水分、硫化物)	三号	
(充填流量)	四号	
(ノズルの凍結防止措置)	五号	
(二重壁構造液化水素貯槽の真空度)	六号	
(移動式設備等からの液化水素受入時の措置)	七号	

一般高圧ガス保安規則

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

(略)

四 圧縮水素及び液化水素の貯槽（蓄圧器（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。以下同じ。）を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）に取り付けた配管（圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る、貯槽と配管との接続部を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は 自動的に閉止することができる遮断措置を二以上（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）講ずること。

(略)

十三 充てん容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管（常用の圧力が充てん容器等の最高充てん圧力未満のものに限る。）には、当該配管の 常用の圧力以下に減圧するための措置を講ずること。

十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

2 製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

(略)

七 圧縮水素及び液化水素の貯槽に取り付けた配管には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は 自動的に閉止することができる遮断措置を二以上（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）講ずること。

(略)

十 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には、第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置（以下「圧力リリーフ弁」という。）を設けること。

(略)

十二 蓄圧器の出口には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずること。

(略)

十八 ディスペンサーの周囲には、火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。

十九 蓄圧器には、当該蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を速やかに停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置すること。

(略)

三十三 容器置場及び充てん容器等は次に掲げる基準に適合すること。

(略)

ト 充てん容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管（常用の圧力が充てん容器等の最高充てん圧力未満のものに限る。）には、当該配管の 常用の圧力以下に減圧するための措置を講ずること。

(略)

一般則例示基準

59 の 2. 火災を検知するための装置等（圧縮水素スタンド）

規則関係条項 第7条の3第2項第18号・第19号、第12条の2第2項第1号、第23条第2項第1号

圧縮水素スタンドの火災を検知するための装置等は、次の基準に従って行うものとする。

1. 水素火災が発生する紫外線を検知する方法により、常時、水素火災の発生を監視する。
2. 蓄圧器及びその周辺で火災を検知した場合、蓄圧器に対して本基準 59 の 3 4.の規定により設置した水噴霧装置又は散水装置を自動的に起動する装置を設置すること。

59 の 5. 蓄圧器出口に設ける大量流出防止措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）

規則関係条項 第7条の3第1項第13号・第2項第12号・第33号ト、第8条の2第1項第1号、第23条第2項第1号・第2号

蓄圧器の出口に設ける圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置（以下「大量流出防止措置」という。）は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

1. 大量流出防止措置は、過流防止弁を設置すること。設置場所は蓄圧器の出口で、できるだけ蓄圧器に近づくこと。ただし、大量流出防止措置が作動した場合でも、安全装置の機能を損なわないこと。図1にその例を示す。

2. 過流防止弁は、次の基準に適合するものであること。

(1)バネ式またはボール式等、流量が著しく増加した圧縮水素の力で作動し、水素の流出を遮断する構造のものとする。図2及び図3にその例を示す。

(2)過流防止弁は、下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に車両に固定した容器へ充填する場合の流量の3倍以上の流量で確実に作動すること。

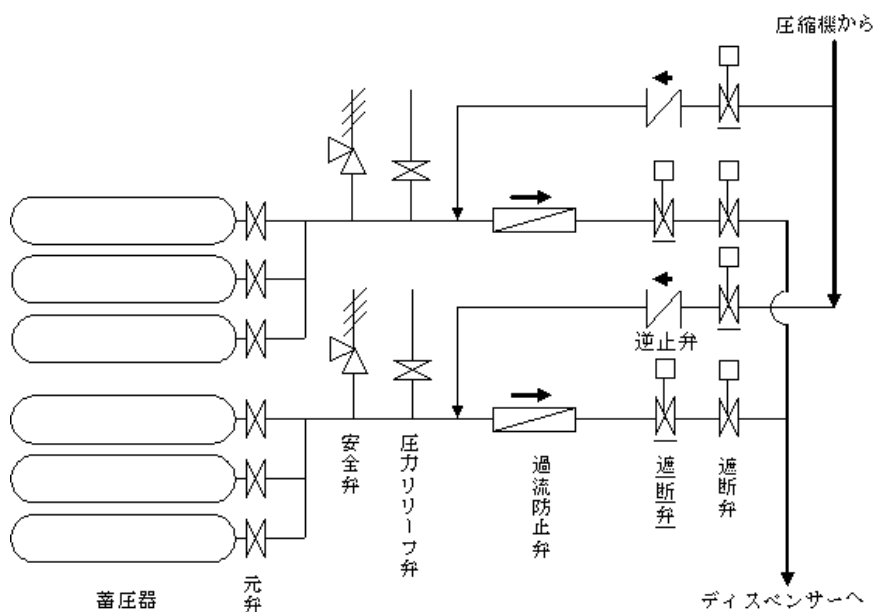
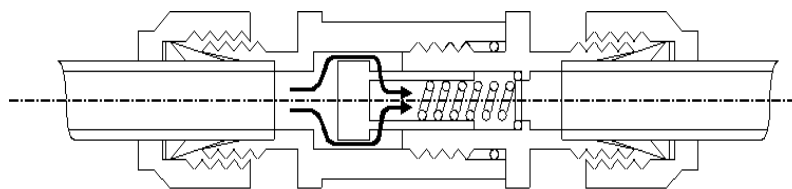
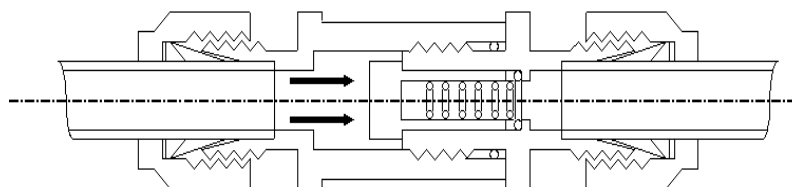


図1



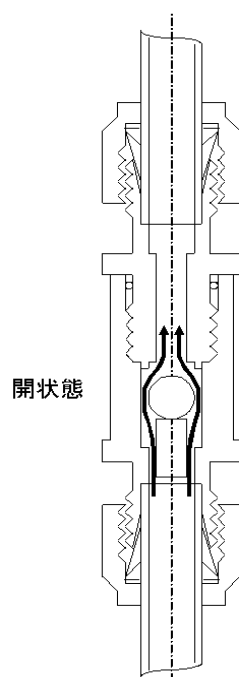
開状態



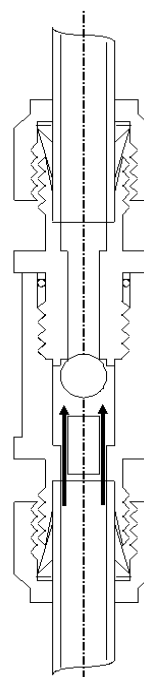
閉状態

バネ式過流防止弁の例

図2



開状態



閉状態

ボール式過流防止弁の例

図3